

平成 21 年 6 月 17 日（水曜日）

議 事 日 程 第 3 号

平成 21 年 6 月 17 日（水曜日）午前 10 時開議

- | | | |
|------|-----------|---|
| 第 1 | 一般質問 | |
| 第 2 | 議案第 120 号 | 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託） |
| 第 3 | 議案第 121 号 | 大仙市協和内水面漁業近代化施設設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託） |
| 第 4 | 議案第 122 号 | 大仙市協和広場等利用施設設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託） |
| 第 5 | 議案第 123 号 | 大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託） |
| 第 6 | 議案第 124 号 | 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託） |
| 第 7 | 議案第 125 号 | 大仙市南外民俗資料交流館条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託） |
| 第 8 | 議案第 126 号 | 大仙市神岡中川原運動公園設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託） |
| 第 9 | 議案第 127 号 | 大仙市神岡農村広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託） |
| 第 10 | 議案第 128 号 | 大仙市協和農業情報センターインターネット利用料徴収条例を廃止する条例の制定について（質疑・委員会付託） |
| 第 11 | 議案第 129 号 | 大仙市立太田生活改善センター条例の制定について（質疑・委員会付託） |
| 第 12 | 議案第 130 号 | 市道の路線の認定及び廃止について（質疑・委員会付託） |

- 第 1 3 議案第 1 3 1 号 平成 2 1 年度大仙市一般会計補正予算（第 2 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 4 議案第 1 3 2 号 平成 2 1 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 5 議案第 1 3 3 号 平成 2 1 年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 6 議案第 1 3 4 号 平成 2 1 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 7 議案第 1 3 5 号 工事請負契約の締結について（説明・質疑・委員会付託）
- 第 1 8 議案第 1 3 6 号 平成 2 1 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更
について（説明・質疑・委員会付託）
- 第 1 9 議案第 1 3 7 号 平成 2 1 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別
会計への繰入額の変更について
（説明・質疑・委員会付託）
- 第 2 0 議案第 1 3 8 号 平成 2 1 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別
会計への繰入額の変更について
（説明・質疑・委員会付託）
- 第 2 1 議案第 1 3 9 号 平成 2 1 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入
額の変更について（説明・質疑・委員会付託）
- 第 2 2 議案第 1 4 0 号 平成 2 1 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更
について（説明・質疑・委員会付託）
- 第 2 3 議案第 1 4 1 号 平成 2 1 年度大仙市一般会計補正予算（第 3 号）
（説明・質疑・委員会付託）
- 第 2 4 議案第 1 4 2 号 平成 2 1 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1
号）（説明・質疑・委員会付託）
- 第 2 5 議案第 1 4 3 号 平成 2 1 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別
会計補正予算（第 1 号）（説明・質疑・委員会付託）
- 第 2 6 議案第 1 4 4 号 平成 2 1 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別
会計補正予算（第 1 号）（説明・質疑・委員会付託）

第 2 7	議案第 1 4 5 号	平成 2 1 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)	(説明・質疑・委員会付託)
第 2 8	議案第 1 4 6 号	平成 2 1 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算 (第 1 号)	(説明・質疑・委員会付託)
第 2 9	議案第 1 4 7 号	平成 2 1 年度大仙市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)	(説明・質疑・委員会付託)
第 3 0	請願第 2 1 号	農地法の「改正」に反対することについて	(委員会付託)
第 3 1	請願第 2 2 号	ミニマムアクセス米の輸入見直しに関することについて	(委員会付託)
第 3 2	請願第 2 3 号	政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の 政府米買い入れを求めることについて	(委員会付託)
第 3 3	陳情第 9 3 号	市道玉川 2 号線の早期拡幅整備、舗装工事等に関すること について	(委員会付託)
第 3 4	陳情第 9 4 号	南外 1 9 号線に関することについて	(委員会付託)
第 3 5	陳情第 9 5 号	J R 不採用問題の早期解決を求めることについて	(委員会付託)
第 3 6	陳情第 9 7 号	物価に見合う年金の引き上げを求めることについて	(委員会付託)

出席議員 (2 8 人)

1 番 佐々木 昌 志	2 番 佐 藤 文 子	3 番 小 山 誠 治
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千恵子
7 番 北 村 稔	8 番 高 橋 敏 英	9 番
1 0 番 千 葉 健	1 1 番 渡 邊 秀 俊	1 2 番 金 谷 道 男
1 3 番 斉 藤 博 幸	1 4 番 佐々木 洋 一	1 5 番 武 田 隆
1 6 番 藤 田 君 雄	1 7 番 菊 地 幸 悦	1 8 番 佐 藤 芳 雄
1 9 番 大 野 忠 夫	2 0 番 大 山 利 吉	2 1 番 高 橋 幸 晴
2 2 番 本 間 輝 男	2 3 番 門 脇 一 男	2 4 番 橋 本 五 郎
2 5 番 橋 村 誠	2 6 番 佐 藤 孝 次	2 7 番 鎌 田 正
2 9 番 竹 原 弘 治	3 0 番 児 玉 裕 一	

欠席議員（１人）

２８番 大坂義徳

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	山王丸 愛 子	教 育 長	三 浦 憲 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	老 松 博 行
企 画 部 長	小 松 辰 巳	市民生活部長	元 吉 峯 夫
健康福祉部長	武 藤 芳 和	農林商工部長	藤 原 薫
建 設 部 長	中 嶋 喜代博	病 院 事 務 長	伊 藤 和 保
水 道 局 長	藤 田 良 雄	教 育 次 長	高 橋 修 司
教 育 次 長	藤 原 保 子	総 務 課 長	進 藤 雅 彦

議会事務局職員出席者

局 長	田 口 誠 一	参 事	高 橋 薫
主 幹	伊 藤 雅 裕	主 査	菅 原 直 久
主 事	中 川 智 晴		

午前１０時００分 開 議

○議長（佐々木昌志君） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届け出は、２８番大坂義徳君であります。

○議長（佐々木昌志君） 本日の議事は、議事日程第３号をもって進めます。

○議長（佐々木昌志君） 日程第１、本会議第２日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に２番佐藤文子君。はい、２番。

○２番（佐藤文子君）【登壇】 日本共産党の佐藤文子です。

通告に従いまして、早速質問に入らせてもらいます。

最初に、地域公共交通事業の充実についてお尋ねいたします。

公共交通空白地域に住む市民の高齢化は急速に進み、加えてバス路線の相次ぐ廃止のもとで高齢者はじめ交通弱者の足の確保は切実な問題となっております。そんな中、当市では循環バス、乗合タクシー、へき地患者輸送、乗合自動車、シャトルバスなどいろいろな運行形態でそれぞれの地域住民の足として実施しており、地域公共交通への期待は高まる一方であります。役所や通院、買い物などの日常の生活を支える重要な福祉策として、利用者の多少にかかわらず充実を図っていただきたいものだと思います。

さて、大曲地域では内小友及び四ツ屋・松倉地区で乗合タクシーを運行し、小刻みに停留所を設置するなど大変喜ばれているところではありますが、冬期間に限定されていることから、夏期にも運行してほしいという強い要望が出されております。冬期に限定した理由は定かではありませんけれども、利用する高齢者のほとんどが通院目的であり、通院には冬期も夏期もありません。もはや季節限定にする根拠はないものでありますし、通年運行を求めるものであります。

また、これまで何度か取り上げてきましたが、四ツ屋東部となっております高関の半在家、川崎、上谷地及び田中、卯時田、杉本地区での運行も切望されており、強く実施されるよう求めるものであります。

以上、大曲地区の内小友及び四ツ屋・松倉地区乗合タクシーの通年運行を要望する点と、四ツ屋東部での乗合タクシーの実施の要望に対する見解を求めます。

2番目に、介護保険料と利用料の独自軽減について要求いたします。

介護保険が発足し、今年は10年目を迎えました。今年は第4期の見直しが行われ、保険料の値上げも行われました。大曲仙北広域組合介護保険の保険料は、基準額で月額4,580円となり、発足当時と比べて8割増しとなっております。年金給付額が年々減少しているもとで大幅値上げの保険料が天引きされるわけですから、高齢者の生活をこれほど脅かしているものはないと思います。また、要介護度の軽度化を促し、サービス利用制限につながるような認定制度への見直しも行われました。見直しの都度、国の負担をいかに減らすかという狙いばかりが見え、保険あって介護なしと言われるように国民の怒りは静まるものではありません。

こうした中、介護保険料の滞納者は増え、サービス利用は経済事情と相談して決めるという事態が常態化しており、所得の少ない人は排除される傾向が強まっております。このような中で全国では保険料の独自減免をしている自治体が33.2%の551自治

体、利用料の軽減では21.1%の383自治体が実施しております。これまで何度か私も要望してきたところではありますが、広域介護保険事務所で対応すべきものという答弁でありました。しかし、介護は介護を要する高齢者や障がい者の生活と行動を支える重要な福祉サービスなのでありまして、誰もが安心して受けられるようにする体制づくりは、これは市の責任で行わなければならないと思います。当市でも低所得者のために保険料・利用料の減免、軽減策を講ずるよう求めます。あわせて、市の1号被保険者の所得段階別のサービスの利用状況についてお知らせいただきたいと思います。

質問の3番目に、大曲保育会保育園の改築についてお尋ねいたします。

大曲保育会保育園では、内小友や大川西根、四ツ屋、角間川保育園といった施設においては、築後30年以上が経過し、この間、改修に改修を重ねてきており老朽化が進んできております。そのほとんどの施設で定員を大きく超えた入所児数を抱え、とりわけ0歳児、1・2歳児の増加が著しいなど、狭い、忙しい保育環境となっております。さらに近年建設された大空大仙の保育園は、広さといい、設備といい、大変理想的な施設となっております。大仙市の子供たちすべてにそうした保育環境を与えたいものであります。

そこで、老朽化した保育施設について、国の各種このたびの経済対策交付金や基金を活用しながらの早期改築計画を持つべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、住宅リフォーム助成制度の創設についてお尋ねいたします。

住宅リフォーム助成制度とは、全国各地で民主商工会の働きかけなどで創設され、一般住宅の建設や購入、リフォームに対する助成制度で、地元の建設業者の仕事起こしにつながり喜ばれており、2006年6月現在ですが19都道府県72自治体で実施しているようであります。残念ながら秋田県での実施自治体はありませんが、東北では岩手奥州市、久慈市、福島県いわき市などが実施しております。助成内容は、全国まちまちではありますが、経費費用の5%から10%で上限10万円といったところが多いようではあります。当市でも全県に先駆けて実施してはいかがでしょうか。市長は昨年6月定例会での私の木造住宅耐震改修事業の質問に対し、国の住宅建築物耐震改修事業等を活用した耐震診断、耐震改修に対する補助事業を21年度から創設できるよう検討してまいりたいというふうに答えております。

そこで質問です。一般住宅の耐震改修事業や、また、介護保険制度での住宅改修などが効率・効果的に利用され進むように、かつ地元建設業者の活性のために、この住宅リ

フォーム助成制度の創設を願うものでありますが、見解をお尋ねいたします。

2つ目には、昨年の質問に対する答弁との関係で、木造住宅耐震改修事業の検討状況についてお尋ねいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

○議長（佐々木昌志君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点は、地域公共交通事業についてであります。

はじめに、大曲地域内小友及び四ツ屋・松倉地区の乗合タクシーについてであります。これは車の運転ができない交通弱者の足の確保及び交通空白地域の解消を図るため、平成16年度に旧大曲市において始めた事業であります。運行初年度の16年度は利用意向の把握も視野に入れ、夏期及び冬期に試験運行を行いました。稼働便数の割合が冬期では両地区とも4割を超えているのに対し、夏期では内小友地区が2割弱、四ツ屋・松倉地区が1割弱と非常に少ない利用実績となっております。また、利用者アンケートの結果からも夏期は自転車、バイクなどの交通手段も利用可能である一方、冬期は補完手段の確保が困難であるという意見があり、これらを総合的に判断し、翌年度以降は冬期に限定した運行を実施してきているものであります。

また、平成20年度からは市民、交通関係者、行政などで構成される大曲地域公共交通活性化再生協議会の意見を踏まえ、引き続き冬期間のみの運行としておりますが、路線バスの廃止による代替や公共交通空白地域の解消として新たにスタートした神岡、西仙北、南外、仙北地域における乗合タクシーが通年による運行を行っている現状にあることから、今後、内小友、四ツ屋・松倉地区の住民の皆さんの利用意向等について再度調査を行いたいと考えております。

次に、四ツ屋東部、いわゆる高関上郷地区での乗合タクシー運行の要望につきましては、仙北地域で実施している乗合タクシーが四ツ屋東部の南側を運行しているため、地域住民の利用意向等を調査した上でルート変更や路線の延長、あるいは新規路線の設定などについて地域公共交通活性化再生協議会や同地区を担当するタクシー業者との協議を行いながら検討してまいりたいと存じます。

質問の第2点は、介護保険料・利用料の独自軽減についてであります。

ご案内のように、介護保険は大曲仙北広域市町村圏組合が保険者となって運営しておりますが、保険料基準月額につきましては、保険者が一本化された平成15年は

2, 860円で、その後給付の伸びにより平成18年に3, 990円と改定され、本年からの第4期介護保険事業計画においては、主に利用者の増加による給付額の増大により、基金や調整交付金等を充当したものの新たな保険料を590円アップの4, 580円と決定されたところであります。

本広域の保険料は、県平均より月額で187円高くなっておりますが、介護保険制度はサービス供給体制が充実し、利用が増えると全体の負担も増える仕組みであり、他市と比較すると居宅サービス事業者数は、湯沢市66、横手市122に対し、本圏域は204であり、グループホーム等地域密着型サービス施設は、湯沢市10、横手市20に対し本圏域は51、特別養護老人ホーム、老人保健施設も含めた介護事業所全体では、湯沢市85、横手市157に対し本圏域は279事業所となっており、保険料は県平均を若干上回っているものの本圏域は近隣市に比べサービス利用の利便性は非常に高いものと思っております。

平成18年4月の改正時においては、国が低所得者に配慮する目的で負担区分を5段階から6段階に細分化いたしました。また、保険者の裁量で負担区分の変更が全体の収支枠の中で可能となりましたが、これを仮に実施いたしますと軽減分が他の階層に上乘せされることになり、公平性の面からも問題であるとの考えから実施に至っておりません。

介護保険制度は全国視野で負担と給付を定めたもので、課題や問題は国全体として検討されるべきであることや、本市の場合は広域が保険者となっていることから構成市町との調整が必要となってまいります。また、当市の財政状況からして、市独自の補てんについては考えておりません。また、利用料につきましては、現在の国の軽減策を活用したいと考えております。

次に、市の1号被保険者の所得段階ごとのサービス利用状況であります。第1段階の生活保護者は519人中36.4%に当たる189人、第2所得段階は4,919人中23.1%の1,136人、第3所得段階は2,830人中10.9%の309人、第4段階は1万3,850人中11.6%の1,610人、第5段階は4,448人中5.8%の257人、最も所得の高い第6段階は1,425人中6.1%の87人がそれぞれサービスを受けております。低所得段階ほど利用率が高い傾向にあります。

質問の第3点は、大曲保育会保育園の改築についてであります。

社会福祉法人大曲保育会が運営しております各保育園には、開園後30年以上経過し

ている施設もありますが、この間、大曲保育会と協議をしながら改修が必要な場合や入所児童数の増加などによる増改築や大規模改修等の環境整備に市として助成したところでもあります。

このたびの国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度は、現下の経済情勢の緊急対応として創設されたものであり、当市としては既存の公共施設の整備や生活道路等の整備に重点的に予算を配分したものであります。

各保育園の改築等につきましては、大曲保育会と市が協議し、土地問題や再編等を含めた改築等の整備計画の中で進めていくこととなります。これにより昨年度は大曲乳児保育園を移転改築したところでもあります。

今後の改築計画等につきましても大曲保育会と十分協議しながら進めるとともに、他の交付金制度や基金の活用と国・県の補助金などの財源を確保しながら、計画的に実施してまいりたいと考えております。

質問の第4点は、住宅リフォーム助成制度についてであります。

はじめに、住宅リフォーム助成制度の創設についてであります。秋田県においては住宅建設資金制度として利子補給や、本年度は秋田県住まいづくり応援事業として資金貸付制度があります。

全県的に見ても市町村独自の住宅リフォームの助成制度を実施しているところは少ないと伺っており、前段で申し上げました県の支援事業の周知をまずは図ってまいりたいと考えております。

次に、木造住宅耐震改修事業の検討状況についてであります。市では木造住宅耐震診断補助事業を本年度から実施しますが、まず診断事業を実施していただくことを第一に考えまして、その後の改修工事は自ら実施していただくよう現段階では考えております。

以上です。

○議長（佐々木昌志君） 2番、再質問を許します。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 一つ一つお聞きいたします。

まず最初の地域公共交通事業の充実の問題ですけれども、四ツ屋、内小友地区の乗合タクシーにつきましては答弁で意向調査を行ってからというようなことのように思いますが、ほかのところではもう既に通年でやっているというふうなことで、こういう方向に向けて意向調査も行うというふうなことのように思いますが、現実的には利用する

住民の数が非常に少ないとかそういうふうなことがネックになって進んでこなかった、そういう問題はありますけれども、バイクだとかバス、いろいろ75歳とか70歳以上のこの免許の返還というふうなそういった問題も入ってきまして、年齢はどんどん上がっていく中で急速にこの松倉地区及び内小友のこの高齢化が進んでいるわけですので、あえてこの意向調査を行わなければならないというふうなところは必要ないのではないかと。いずれやるのであれば、早々にやっぱり開始したいというふうなことを市民にはっきりと言われた方がいいのではないかとというふうなことで、そういうやるんだというふうなことをちゃんと言っていたいただきたいものだというふうに思います。まずこの点について。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐藤文子議員の再質問に答弁いたします。

この乗合タクシーの問題につきましては、平成16年度、旧大曲時代に始めたわけがありますけれども、相当いろいろな制度を説明に集落にも入りまして、私も集落を回っていろいろ説明いたしました。その次の年度もいろいろ説明をしながら、とにかく登録していただく皆さん、今乗らなくても登録をまずしていただいて、まずこれを利用してもらうということで相当力を入れてやりました。その結果、当時の状況と今はちょっと違ってきていますけれども、当時の状況としては夏場は大丈夫ですと、こういうことだったので冬場でやってきております。ただ、今議員ご指摘のように、その後高齢者の免許の問題など状況も4年ぐらい前とは変わってきていますので、その辺をもう一度我々としてもとらえ直して、調査というよりも、やはり空のタクシーは走らないわけですが、空の場合は走らないわけですが、やっぱり1人、できれば2人、3人乗っていただきたいし、利用していただきたいわけがありますので、そういうことを含めまして意向調査というよりも、かなりその4年ぐらい前とは状況が変わって、利用する方ももう少し前向きに考えていただけるという前提の中でいわゆる利用していただきたいという意味での調査をしてみたいということでもあります。そういう中で利用者が増えるようであれば、夏の運行もやっぱり実施しなければならないだろうと、そういう視点での、単なる意向調査ではなくて、既にやっておりますので、その辺のところをもう一度、宣伝も含めてやってみたいというそういう意味で答弁させていただきました。

○議長（佐々木昌志君） 1番に対する再々質問を許します。

○2番（佐藤文子君） 農村部の実情は3人、4人まとまって乗れるだけのそういうあれ

がとればいいんですけれども、現状はやっぱり乗合といっても1人しか乗らないとか、2人しか乗らないとかというふうなのは、これは四ツ屋とか内小友に限らず乗合タクシーを実施しているところではそういう問題があるかと思います。そもそも路線バスがどんどん消えていったというふうなのは、国の市場原理に基づいた規制緩和というふうな中で利用者が減る、そうすれば利用料を上げる、そうすれば利用客が少なくなる、そして廃止というふうな、こういった悪循環の中で路線バスはどんどん消えていったわけでありますので、こうしたこの悪循環を、いわゆる委託して行っているこうしたこの地域の乗合タクシーと、それから事業所に運営をお任せしてもなかなかタクシー会社は協力、こういう事業に乗ってこれないというそういう事情もあるかと思います。そういう意味で私は市民の足を、利用者の多少にかかわらず市民の足を確保するという、移動手段を保障するというふうなことの福祉事業というふうなことで市が責任を持ってやるべきだという、そういうふうなことを言っているわけであります。そのためには相当の民間事業者からの協力を得られるためにも、相当の財政投入が必要だというふうに思いますし、各地域の公共交通を強めていく上で、その辺の市としてのこの地域公共交通の充実に向けて財政投入の観点から市民の足を確実に確保、空白解消を進めていくという、その辺の決意をもう一回ちょっと聞かせてもらえればなというふうに思います。その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 議員と少し考え方が違うと思いますけれども、私はこれを純粋に福祉事業として実施するには、あまりにも負担が大きすぎるということで、これは無理だと思っています。規制緩和でこうなったというのではなくて、時代の流れとともに、いわゆる路線バスがその地域の公共交通としての仕組みと合わなくなってきたというのが最大の原因だろうと思います。

あと、このタクシーの関係については、私はタクシーも今の時代にあっては公共的な交通手段の一つだというふうに位置づけるべきだと思っています。そういう組み合わせの中で事業者からも協力をいただいて今までできておりますので、そういう関係の中で地域全体で、利用する人も、あるいは自治体側も、そして事業者も、三者の協力の中でこういう仕組みをつくっていかねば長続きしないのではないかという考え方でこの政策を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木昌志君） 2番についての再質問を許します。

○ 2 番（佐藤文子君） 介護保険料については、保険料についてはいろいろ構成市町村との調整等というふうなことなどあって、なかなか独自のは考えていないというふうなことのようでもありますけれども、ではなぜ全国各地で三十数%、五十数%というふうなところで保険料の軽減を打ち出しているかというふうなことなんですね。それはわずか年間18万円、生活保護を受給していない方でわずか18万円の年金というふうな中から、安く見積もっても年間に…2、3万円の保険料負担になるということで、年金収入の13%ぐらいが介護保険料でとられているというふうなことが実態なわけです。そうした方々がこの保険料を納められなくて滞納者というふうなのが年々増えているというのが介護保険事給所の方で、平成18年に第3期の見直しを行った際に滞納額というふうなのは相当一気に増えたというふうな経緯もありますので、そういう意味でこの保険料というふうなのは、やっぱり納めれる程度の保険料というふうなものを請求しなければならない。もちろん制度的に基盤整備が進めば進むほど保険制度が、保険料にかかってくるというふうなのは、これは制度上の問題ですから市長のおっしゃられるように国の方で解決していかなくちゃならない問題だというふうに思いますけれども、現に保険料を納めれないというふうな滞納者が増えるというふうなことを、何とかこの市の方では救っていかなければならないのではないかと。保険料を納めなければ、これは介護保険は利用することができないという、そういう仕組みにもなっているわけですので、その辺もう一度お考えいただきたいと思います。

この利用料については私の聞き方が若干、ちょっと足りなかったのかなというふうにも思いますけれども、利用状況は低所得者ほど利用率が高いというふうなことのようですので、利用限度額に対する利用率がどの程度なのかというふうなのは、また改めて調べていただきたいものだというふうに思いますけれども、この利用率というふうなのは、結局1割負担というふうなことで、それは所得が少ない人ほど負担が重くなる、利用の面でもそういうふうになっているわけです。保険料についてもそういうふうになっているわけで、全国的にもそういう意味で三十数%の自治体が独自軽減を実施しているというふうなわけですので、市長は子育て支援には本当に力を入れていらっしゃるけれども、30%を超える高齢化率の中で、やっぱり高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らしていける、その保障がやっぱり介護でありますので、利用料の面でも軽減策を独自に出す、これがやっぱり求められているのではないかとというふうに思いますので、もう一度その点を要求いたします。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） また議論になりますけれども、社会保障制度の中での議論になりますけれども、やはりその…全体で支え合う形の制度でありますので、確かに所得の低い人ほどいわゆる負担感が強いという、この辺は課題があると思いますが、そうならないように様々な制度設計の中にも、保険料も今、基準の問題で議論しておりますけれども、生活保護から始まりまして段階的にかなり細かく割りながら、できるだけ負担感が少ないようなやっぱり一応制度にはなっていると思います。

それと、利用料についてもいわゆる低所得者のところの上限、月額上限1万5千円で抑えているわけでありますので、そういう全体、制度の中でやっぱりいかないと、これが仮に制度助成…、保険料なり利用料に対する助成を独自にそれぞれの自治体の考えで行ったとしても、利用者から相当な割合でやらなければ、これはやはり負担は負担だということになるのではないかなと思います。我々介護保険全体で3市町で協議しておりますけれども、そういう考え方はそれぞれの3市町とも一致しておりますので、広域としてもそういう考え方でやっていこうということでありますので、議員のご指摘はご指摘として、運営の中でいろいろ考えながら今の仕組みで3年間やっていかなきゃならないのではないかなと思っております。

○議長（佐々木昌志君） 2番についての再々質問を許します。

○2番（佐藤文子君） なかなか何度もこういう議論をしても、なかなかお互い進まないというふうな感じを受けてきてはいるんですけれども、いずれにしてもこの介護保険というのは年々上がる保険料、これは65歳以上、また、40歳以上から全員からとっているわけなんですけれども、実際この利用している人たちというのは65歳以上のわずかに認定を受けている方々がまず18%ぐらいなんですよね。保険料は全員からとるけれども、認定を受ける人は18%、さらに、利用する人は減って全体の10%ちょっとが介護保険を使っているというのが現状なわけです。本当に保険料は全員納めるけれども利用する人は10分の1程度なんだというふうなあたりのことを考えますと、その最大の要因たるはやっぱりこの…もちろん家族介護の意欲がまだあるとか、そういうふうなものも理由に挙げてはおりますけれども、最大の理由はやっぱりこの利用料が納めたくとも納められない、使えないというふうなことで、いろんな調査でも限度額に対する利用度というふうなものは、要介護1、施設を利用できない要介護、要支援とか、そういったところでは26%ぐらいしかなかったんですね。だから、本当に10%ぐらいしか

使っていないけれども、さらに限度額の3割も使えないという、それが実態です。その原因が何といても所得の少ない方々にとっては負担が大きいため利用料を納められないので使いたくとも使えない、使うとしてもこの程度に納めたいというふうな心理が働いてこういう現状になっているわけですので、是非その辺お考えになって、今後、保険料・利用料の問題も、介護保険の方だけの検討にお任せしないで、市の福祉事業の一環としてやっぱり考えていただきたいということをお願いしたいと思います。これはお願いです。

○議長（佐々木昌志君） 3番に対する再質問を許します。

○2番（佐藤文子君） では、保育園の改築の問題ですけれども、いろいろとこれまでも大規模改修等いろいろ大曲保育会と相談して進めてきているのは承知しております。それで、ただ、いろいろ公共施設の耐震化事業なんかも進められてはおりますけれども、このこと保育園に至っては平屋建てだというふうなこともあってか、適応外というふうなことで耐震化事業の枠から外されておるというふうなことのようで、これに対しては私は理解に苦しむところでもありましたけれども、いずれこの老朽化の進んでいるところでは乳幼児室増築だとか、トイレの改修だとか、屋根の改修だとか、そして改修に改修を重ねて、さらには園庭も潰して増築を図っているというようなところ。四ツ屋などはそういった実態があるわけでありまして。そういう意味で国の経済対策があろうとなかろうと、この老朽化する、そして改築が繰り返し行われている、こういう施設については、早急なやっぱり改築計画というふうなものを持たなければならないというふうに考えているわけです。こういった施設は、この質問でもお話しましたけれども、定員の枠を超えて国の基準というふうなものがあまりにも狭い施設におしこめるような、そういう形になっていることだとか、定員枠を超えるというふうなことで1部屋に、小学校でさえ30人以下が通例になっていますのに、保育園では30人を超えるような、そうした保育をやっているわけですので、こういった点からもですね、いろいろこの大空大仙で各新しい保育施設環境との開きが非常に出てきているというふうなこともありますので、改築の点でも相当急いでもらいたいものだというふうなわけですが、その点の大空大仙との保育環境の格差、こういったあたりについてはどのような認識をお持ちなのかちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 私ども大仙市として社会福祉法人大空大仙と大曲…将来は全部大

空大仙でやっていただくようになりますが、大曲保育会と2つのしっかりとした法人があるというふうに認識しております。それは建物は新しければそれなりにいいわけですが、保育の内容、あるいは職員の質といいますかレベルもほとんど同じ形で今いい運営がなされているというふうに思っております。

今、議員ご指摘のこの、確かに大曲保育会の保育園は、やっぱり時代が相当前からやってきておりますので古くなってきているという認識は十分持っております。保育会ときっちり協議を重ねながら、一遍にできませんので、まず大空大仙の関係の保育園はほぼ立派な保育園になりましたので、大仙市としてはそこのところは一段落しておりますので、そういう意味でようやくこの前、全体の計画の中で乳児園の改築と、こういうことに入らせていただきました。そういう全体計画をもう少し詰める必要はあろうと思いますけれども、そういう計画の中でこの旧大曲市と大曲保育会の保育園、幼稚園の関係、これから計画的に着手してまいりたいというふうに思っておりますので、十分保育会の理事会並びに事務局とも協議をして、このことは計画的に進めようということでやってきておりますので、その辺をひとつご理解願いたいと思います。

確かに議員お住まいのその四ツ屋地区の問題については、普通でありますと、ある時期から比べると保育園の子供たちの数は減るわけですがけれども、四ツ屋地区は非常に住居、若い人たちが家を建てる地域でありまして、非常に人数がむしろ増えていっているという状況の中で、ちょっと狭いところで申し訳ないなと思っておりますけれども、その都度その対応をさせていただきながら、もう少し、ひとつ園の運営の中でひとつ頑張っただきたいなということを保育会とも話しているところであります。

いずれ乳児園がスタートいたしましたので、全体のこの大曲保育会関係の保育園の問題につきまして、これからもう少し詰めながら計画的に実現できるようなところまで持っていくような話し合いを進めていきたい、いかなければならないと思っております。

○議長（佐々木昌志君） 3番に対する再々質問を許します。

○2番（佐藤文子君） ありがとうございます。是非具体的に詰めまして、改築計画等を私たちにも提示していただけるようお願いいたしまして質問を終わります。

4番目については結構です。

以上で終わります。

○議長（佐々木昌志君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

次に、19番大野忠夫君。はい、19番。

○19番（大野忠夫君）【登壇】 19番大野忠夫です。

通告に従いまして質問させていただくわけでありませけれども、前回、3月のときにも申し上げましたが、私の質問は市民との対話の中で生まれた質問でありますので、その辺をよろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

第1点目であります。入札CM方式についてであります。

20年度事業の西仙北地域市営住宅事業において初めてCM方式が採用されたわけですが、工事完了に伴い、どんな評価を得たのか次の点について伺っていききたいというふうに思います。

第1点目ではありますが、一般入札との事業費の比較について伺いたいと思います。2点目であります。発注者と各業者のメリットについてはどうであったのか。3つ目であります。事業完了後にアンケートをとったと聞いているが、分析結果についてはどうであったのか。4点目であります。21年度事業にもCM方式採用の根拠について伺っておきたいというふうに思います。それから5点目ではありますが、格付業者への影響についてはどうであったのかということについて、この5点について伺っておきたいというふうに思います。

2番目でございますが、地域公共交通の確立についてであります。

先ほど文子議員からも質問があったわけですが、乗合タクシーやコミュニティバスの利用実績を踏まえた課題と今後の計画について伺いたいというふうに思います。また、市民の声に対応した乗合タクシー等のルート変更について考えられないのか伺いたいというふうに思います。

3つ目であります。改正中心市街地活性化法の活用についてであります。

土地区画整理事業により整備されたストックを活用した中心市街地活性化基本計画作成に当たり、大仙市中心市街地活性化協議会の意見、また、民間業者等からの提言・意見等について伺いたいというふうに思います。

次に、スポーツ振興についてであります。

スポーツは体と精神を鍛えるには最適の技だと思えます。特に成長期の子供にとっては大切なことだと思えます。また、野球は国民的スポーツと言っても過言ではないのではないかとこのように思いますし、大仙市内においても500歳野球をはじめ多くの野球行事があり、球場についても公認球場から広場の活用など幅広い場所で親しまれておるわけでありませ。市内各学校にも野球グラウンドが整備され、練習や試合に活用され

ていることはご存知のとおりであります。現状のグラウンドについては整備が万全でない箇所も見受けられるわけであり。全面的な整備には多額の費用が必要と思っております。現状の実態調査と今後の整備計画を策定してはと思っております。お考えを伺いたいと思っております。

以上で登壇での質問を終わります。

○議長（佐々木昌志君） 19番大野忠夫君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 大野忠夫議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、建設生産・管理システム、いわゆるCM（コンストラクションマネジメント）方式についてであります。

大仙市では合併以来、建築工事を発注する際に、建築、電気、機械設備の3工種分離発注方式を原則として、地元の業者の専門技術の活用、能力向上を図るとともに受注機会の確保に対処しているところであります。

この間、公共投資の減少に伴い、効率的な財政運営や建設コストの縮減への取り組みが要請されており、入札契約適正化法、品質確保法の施行に伴い、入札・契約のさらなる透明性の確保や公正な競争の促進が求められております。

一方では技術の評価、活用などの取り組み要請により、発注者である公共団体の事務量も増大し、恒常的な建築系技術職員不足に陥っております。

こうした背景を踏まえ、地場産材の活用や地元業者の育成等を通じた地元経済への波及効果と工事費の透明化と抑制などの観点から、民間工事で多く発注事例を有しているCM方式に着目し、平成19年度に国土交通省のCMアドバイザー派遣事業の支援を受け、平成20年度、2棟4戸の北ノ沢市営住宅建設工事についてCM方式を試行実施することにいたしました。

はじめに、一般入札との事業費の比較につきましては、今回は設計書を14工種に分離して入札しておりますが、従来の一般入札を行ったと仮定し比較しますと、入札後の工事費ベースで411万4千円割安になっております。ただし、CMマネージャーへの委託費が発生するために、事業費ベースでは従来方式とほとんど変わらない状況でありました。

次に、発注者と各業者のメリットについてであります。発注者側のメリットとしましては、取り組み経緯でも申し上げましたが、専任の市職員が不足している現状から、CMマネージャーが補助者として発注設計書の作成、工事の進行管理、各工程段階での

確認行為のほか、14工種分離により建設コストの透明化とあわせて工事費の縮減に効果があったと考えております。

また、今回の方式で地元産木材の調達により建築されたことは、低迷する市林業の活性化の一助になったのではないかと考えております。

受注者側のメリットについては、従来方式では下請者であったものが工種の細分化により元請者になることができることが実証され、経営的に効果があったと思っております。

また、元請者になったことで施工管理や提出書類等について自ら対応することにより、会社としてのレベル向上に役立ったものと考えております。

次に、事業完了後に実施したアンケートの分析結果についてですが、アンケートは施工業者を対象とし、CM方式の理解度や工事を進める上での課題、契約上の元請け、下請けの比較等について確認しております。

CM方式の理解度については、すべての業者がCMマネージャーからの説明等により理解できたとしております。

工事施工上の他業者との関係については、分離発注のため工事内容がほとんど独立していることから、CMマネージャーの指示もあり、特に問題がなかったとしております。

また、契約上元請けになることについては、請負工事費の受領が確実であることや現金決済であることに安心感を持ち、業務を遂行できたとしております。ただし、元請業者が提出する工事報告等の書類の作成に時間を要したこと、直接関係しない定例打ち合わせ会への出席に時間を費やす等の回答がありましたが、これは今後の改善取り組み事項と考えております。

総じて初めての取り組みであるため多少戸惑いがあるものの、今後もCM方式を行った方がよいかとの問いには、反対は1業者のみで賛成が4業者、受注機会の拡大や業務の向上につながるとしており、7業者は元請けに不慣れなこと等からどちらともいえないとしております。

アンケート結果から、総じてCM方式に一定の評価をいただいたものと考えております。

次に、今年度CM方式を採用する根拠につきましては、昨年度初めての試行実施において一定の評価を得たところであり、この方式をさらに検証しながら工事を実施することで今年度もこの方式を採用したわけであります。

次に、格付業者への影響につきましては、CM方式は受注機会の拡大と地元業者の育成を図ることを目的に施行したところであり、格付業者の受注は6工種で、建築が建設一式工事B等級及びC等級各1業者、電気設備が電気工事B等級1業者、給排設備が給排水冷暖房衛生設備工事B等級1業者で約74%になり、細分化することにより比較的企業として小規模のB等級、C等級格付業者への受注拡大につながったものと判断しております。

質問の第2点は、地域公共交通についてであります。

地域公共交通、特に生活バスにつきましては、地域に密着しながら私たちの生活を支えてまいりましたが、自家用車の普及や社会変化によりその利用者が激減し、それに伴い路線や運行本数の減少など整理縮小が行われてきたことはご案内のとおりであります。

市では、このような状況を踏まえ、生活バス路線の存続要望や生活バス運行に対する公的支援のほか、平成20年2月策定の大仙市の新しい公共交通計画に基づいた新たな公共交通システムによる実証運行を実施し、本年度から本格運行に移行したところであります。

この計画では、既存の生活バスやコミュニティバス等を基本に、バス路線廃止に伴う代替交通手段として、また、交通空白地域への新たな交通手段として乗合タクシーや市民バスを運行しており、平成20年度実績では乗合タクシー全体で1万7,794人、大曲地域の循環バスで2万304人、南外地域の市民バスで4,365人、太田地域の市民コミュニティバスで4,870人、西仙北地域の患者輸送バスで1,895人、大仙市全体では4万9,228人の利用となっております。

利用実績を踏まえた課題と今後の計画についてであります。昨年度から新たに導入した乗合タクシーやコミュニティバスにつきましては、事業初年度ということもあり、バス路線廃止地域の一部を除き全体では利用が少ない状況となっております。

また、大曲地域の循環バスにつきましては、ジョイフルシティ大曲の閉店、イオンへの新しいバス路線の開始、現在の経済低迷に伴う出控え、昨年の暖冬による影響及び利用者負担金の変更等から利用者が減少傾向にあり、また、太田地域のコミュニティバスについてもイオンへの路線バスを除けば同様な傾向となっております。

こうしたことから、関係地域の皆様に対し、引き続き周知を図ることで利用の増加につなげるとともに、各地域における公共交通に対するニーズを適宜見直すこととしており、議員からご指摘のありました市民の声に対応したタクシーのルートの変更等も含め、

地域に根差した公共交通のあり方について地域公共交通活性化再生協議会はもちろん、各地域協議会及び各総合支所とも連携し、検討してまいりたいと考えております。

質問の第3点は、改正中心市街地活性化法の活用についてであります。

市では、将来の人口減少や少子高齢化社会を見据えた長期的展望の中で、中心市街地の活性化が市全体の発展に大きな役割を果たすものであるとの認識から、中心市街地であるJR大曲駅周辺における活力の低下や空洞化が顕著であることを踏まえ、国等の優遇策を誘導するため大仙市中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでおります。

当該基本計画の策定及び国への申請に当たりましては、法定で定める中心市街地活性化協議会、いわゆる法定協議会から意見等を聴取することが原則とされていることから、昨年11月25日に大曲商工会議所及び株式会社TMO大曲により、大仙市中心市街地活性化協議会を設立していただき、これまでに2回の会議が開催されており、中心市街地活性化に向けた活発な意見交換が行われております。

法定協議会では、「何が商店街にとって必要なかを把握し、積極的に不足業種を誘致すべきである」、あるいは「活性化させるためには、もっと人の活力を引き出すソフト事業が必要である」など数多くの意見が出されており、今後とも協議を深めてまいりたいと考えております。

また、民間事業者等からの提案意見につきましては、今年1月1日発行の市広報において募集を行い、その結果、将来の人口構造を見据え、中心市街地における居住人口の増加を図るため賃貸住宅を供給する事業、それと花火打ち上げや花火関連商品で経済効果を向上させるための事業など、現在まで47件の提案をいただいているところでありますが、基本計画に登載する事業は行政・民間を問わず概ね5年間という短い期間内の実現が確実であり、かつ効果が見込まれる事業であることが求められており、加えて実施主体や実施方法などを明確にする必要がありますので、今後、法定協議会と協議してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても中心市街地活性化に向けた取り組みは、基本計画の策定がゴールではなく、活性化に向けたスタートラインであるとの認識を持ち、土地区画整理事業等により整備されたストックを最大限活かしながら、できるだけ早期に国と協議に入れるよう努めてまいりたいと存じます。

質問の第4点、スポーツ振興に関する質問につきましては、教育次長から答弁させていただきます。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。高橋教育次長。

○教育次長（高橋修司君） 質問の第4点は、スポーツ振興についてであります。

大仙市には小学校が26校、中学校は12校ありますが、そのすべてに屋外運動場と野球場を持っております。

野球場につきましては、各地域のスポーツ少年団や中学校部活動の練習場となっているほか、市の行事であります全県550歳野球大会、全県500歳野球大会などでも使用しております。

各小学校・中学校のグラウンドの状況につきましては、定期の学校訪問などを通じて調査するとともに、要望や要請を出していただき、適宜土や砂の補充、入れ替え、排水の改修を行っているところでございます。

学校施設の営繕・補修につきましては、校舎の安全を第一としてとらえ、現在、耐震化を進めているところでありますが、教育委員会といたしましては、今後ともより一層グラウンド状況の把握にも努め、課題のある箇所につきましてはスポーツ少年団、保護者やPTA、そして地域の方々からもご協力をいただきながら、引き続きグラウンドの整備に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐々木昌志君） 19番、再質問を許します。はい、19番。

○19番（大野忠夫君） このCM方式については、18年の秋口であったわけですが、当時の新生会で学習会を開催をして、それなりの意見交換をした経緯があるというふうに記憶しておりますが、その時点から大分時間が経っておったわけでありまして、言わせれば、その間いろいろと研究する時期もあったろうと思っておりますが、この20年度になって急きょ出てきたという内容だようであります。この方式の学習をしたときにいろんな意見があったわけでありましてけれども、このCMの、いわば管理監督する部分でありますけれども、CM…それぞれ管理監督する部分でありますけれども、この何といいますか業者といいますか管理監督する業者と自治体とのこの話し合いによって、その辺は進んできたろうと、または進んでいくだろうというふうに理解をしておったわけですが、そうすると一般競争入札と異なって、あまり使いたくない言葉であります。癒着というようなところにも少しは考えがいかざるを得ないという、そういう気持ちもあるわけでありまして。先程の説明の中でも一般入札と事業費の比較については、ほぼ同じだということでありましてから、どうもこの内容について考えますと、ちょっと行き違いが

ありますけれども、内容について考えますと各専門業者との契約をして、この業者が直接契約をしながら…何ていいますか、工事費の受け払いも直接ということで、これは非常にメリットがあるんだらうと思います。しかし、この業者を、専門業者を選定するに当たっても、発注者である自治体でなくて、この元を管理するところとの契約になるんだらうと、そういうふうには受け止めていますけれども、何かこれまでの一般競争入札と比較すると、一つのこの業者が今回は住宅でありますけれどもいろんなところにこの方式を採用しますと、例えば名前を出して悪いんですが、この前のこの会派の勉強会での部分では、小野コンストラクションマネジメント総合研究所という名前になっておりますが、例えばこの会社が専門的にいろんな自治体の事業の仕事を請け負うといいますが、仕事を管理していくということになると、どうもこの一般入札との考え方とは、思いどおりの価格に動いていくのではないかというふうな懸念もあるわけでありますけれども、そういったことも考えてはいたらうと思いますが、その辺の進め方、これまでの進めてきた経緯についてもひとつ伺わせていただければありがたいというふうに思います。

それから、この専門業者というのは私が今言った管理部分でありますけれども、この数というのは、これは小野総合研究所というところではありますが、それ以外にもあるだらうと思いますし、その数とこういう業者を自治体として選ぶときの選定、あるいは指名基準といいますが、そういったものについてはどうなっているのか伺っておきたいというふうに思います。

それから、今日までこの各自治体で採用してきた経緯はたくさんあるだらうと思いますが、当時のこの18年の勉強会では、旧六郷町、それから二ツ井町が取り組んだという報告をいただいたわけではありますが、それ以外にもこういうCM方式を採用している自治体というものはあるだらうと思いますので、それらとの大仙市との考え方は同じでしょうか、あるいはもっと別なサイドでの採用であったのか、その辺についてわかっていればですね伺っておきたいというふうに思います。

まずそこまでお願いします。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 詳しい点については担当した建設部長が答弁いたしますが、私からは基本的なことだけ答弁させていただきたいと思います。

少し繰り返しになるとは思いますけれども、このCM方式をやろうということは、まず先程も申し上げましたとおりに、地場産材をきっちり使えるのではないかとか、あるいは

は地元の業者の皆さんにきっちり、いわゆる大仙市以外じゃなくて大仙市で業をやっている人たちに仕事に行く仕組みではないかとか、あるいはどうしても公共施設になりますと小さい物件は少ないわけでありまして。B・C級の建築専門業者の皆さんを含めて、あるいは電気とかそういう関係も含めて、できるだけその受注機会を小さい人たちにもつくる手段をとれないかとか、そういういろんな方策を考えた上、地域経済にとってこれは一つのプラスになる方法ではないかという結論のもとで、このCM方式によるこうした建築物をやろうという方向づけをしたつもりであります。そうした中でいろいろかなり時間をかけてこのやり方が本当にやれるのかどうかという検討したつもりであります。古い例では旧六郷町でやった事例がありますが、これはまず少し事例が古くて参考にはあまりならなかったわけでありまして、その後、様々この方式、民間では普通にやられている方式でありますので、そういう情報も得ながら、そして国としても中小企業庁でこういういわゆる受注機会の拡大であるとか地元の小さい企業の皆さんが仕事ができるか、そういうことで中小企業庁でこの方式をやっぱり自治体でもやったらどうかという奨励しております。それにあわせて国土交通省で先程申し上げましたCMマネージャー、これはアドバイスする補助制度がございまして、それが後でできてきたわけですが、そういう補助制度も取り入れながら、我々としてはこういうやり方に合う物件ということで、この北ノ沢市営住宅をやるまで、この18年の前から様々検討を加えて北ノ沢市営住宅にまず取り組んだという経緯であります。CMのそのマネージャーの部分につきましては、このいわゆるその数が少ないのではないかと、会社の数が。いわゆる一般競争入札みたいにならないのではないかとというご指摘だと思いますが、その辺については建設部長から答弁させていただきます。

○議長（佐々木昌志君） 中嶋建設部長。

○建設部長（中嶋喜代博君） 経緯につきましては市長お話のとおりでありますけれども、業者選定に当たりますとは、市がそれぞれの業種に該当する84社に案内を差し上げ、その中で希望する業者について説明会を行い、その後入札というような形で対応をしております。

それから、2番目のCMRにつきましては、秋田県内では専門にやっている業者は小野さんが1件ということでございます。

それから、自治体でほかに採用している…。

○19番（大野忠夫君） 東北まで拡大すれば。

○建設部長（中嶋喜代博君） 東北に拡大して業者の指名を行いましたけれども、事業に手を挙げてきたのが小野さんということでございます。

それから、ほかの自治体での採用の状況でございますけれども、この事業を採用しておりますのは当市のほかは上小阿仁と伺っております。

以上でございます。

○議長（佐々木昌志君） 1番に対する再々質問を許します。19番。

○19番（大野忠夫君） 一つはこのアンケートの関係でありますけれども、このアンケートはこの事業に関わった業者のみのアンケートだというふうに承ったわけでありませんが、これは業者の無記名でなくて記名であったということも伺っておりますが、このアンケートの取り方というのはいろんな取り方があるわけですが、やはり業者の記名をしたアンケートとなると、やはり次の仕事もということも考えますとなかなか本音は出ないのではないかという懸念もあるわけでありましてけれども、その辺は十分考えた対応だったと思っておりますが、その辺の経緯についてまた伺っておきたいというふうに思います。

それから、この発注のCMRは小野総合研究所が1社であったということでありましてけれども、なかなかこの辺はこの先心配だなということもありますし、それから、こういう新しい方式に踏み切るときに、ちょっと当初予算にも20年度に提案するときその話もあったとは思いますが、やはり事前に議会との少しは勉強会なり協議というものも必要であったのではないかなというふうに思いますけれども、この2点について答弁を願いたいと思います。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） このCM方式については、先程議員も当時18年から議会の皆様にもこういうやり方が一つの方法であるということで、まず勉強会みたいなのをやりながら、本当にやれるのかどうかということを検討しながらきたわけでありまして、議会の皆様にお示ししたときは、事前に我々の方も相当この方式はとれるのではないかという判断で議会の皆様にご相談申し上げているわけでありまして、私としてはその一つのやはりこういう方式によって地元経済が少しでも活気づけばという考え方でやらせていただいたことでありまして、様々その発注の仕方については一般競争入札から始まって条件付きとかいろいろありますので、この辺については市長が任せられているものだなという関係で、事前に議員の皆様にもこうしたやり方を説明してきたという経

緯がありますので、予算を組んで執行させていただいたということではないかと思っています。

それからそのアンケートのやり方ですけれども、いろいろあると思います。ただ、広く参加を求めて業者の皆さんに手を挙げていただいたわけでありますので、やはりそれぞれの事業者の皆さん、こういうやり方について知識のない方、あるいはこういうやり方もあるというような表示をしておりますので、その後勉強された方いろいろあると思いますが、やはりしっかりした意見を聞くとありますと公共の仕事に入った方たちでありますので、私はやっぱり無記名ではなくて、どうだったのかというのは堂々とそのいい点、悪い点があれば書いていただくのが筋ではないかなと思っています。それによって我々はその業者をどうするかという問題ではなくて、やっぱり問題があれば問題として我々も研究させていただくということになると思いますので、私はこの場合は無記名ではなくて記名の方がしっかりした意見が届くということで、おそらく建設部でそういう方法を示したのではないかと思います。

○議長（佐々木昌志君） 2番に対する再質問を許します。はい、19番。

○19番（大野忠夫君） この地域公共交通の関係でいろいろご答弁をいただきました。先程2番への答弁も噛み合わせて聞かせていただいたわけでありますが、このルート変更ということについて、これからも検討をしていきたいというようなことありますからそれでいいわけでありますが、この課題を出してきたという中については、この何ていいますか鉄道、国道が走っているわけでありますけれども、これをまたいだ集落間の話になるわけでありまして、東側、西側にこの均衡にその商店会なり、そんな医療機関などがあればいいわけでありますけれども、その地域によってはもう完全に偏って一方向にしかないという地域もあるわけです。そうなったときに高齢者であって車いすといひますか何ていいますか老人車っていいますか、あの手押しの車を押しながら常に散歩なり、自分の健康管理を考えながら行っている方々がたくさんおるわけでありますが、この方々はその国道、鉄道を越えて行こうとするときは、どうしてもブリッジなりアンダー、そういう部分については急激なこの勾配になるわけでありますので、これを乗り越えるのが大変だということでありました。そうなりますと、この部分をどうにか救って運んでいただけると、この方たちも自分の人生の中で自分でいろんな足を使って自分で口を、言葉を使って行動したいという、このけなげな気持ちを考えますと、どうにかその辺のルート変更をしながらこの人たちを救っていただきたいなというふうに思うわ

けでありますけれども、この辺の見解について伺いたいと思います。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） まず、いろいろ準備しまして、このシステム、20年度からまず本格実施ということで、まだまだ足りない点はたくさんありますけれども、まずスタートさせていただきました。課題、問題点は当然たくさんあるというふうに思っております。先程も答弁申し上げましたように、そういう課題をまた直しながらあるいは広げていかなきゃならない、もう少し工夫を入れなきゃならないということが当然出てくると思いますので、そういう問題については柔軟に対応していきたいと思っております。

ただ、この考え方の基本でありますけれども、まず生活拠点という考え方、これは都市計画のマスタープランでもそういう表現させていただいておりますが、それぞれの旧町村ごとに生活拠点、ちょっとした買い物ができたり、あるいはお医者さんがいたり、公共施設があったりという場所、あるいは鉄道がある場合は駅周辺という概念になると思いますが、そういう一つのそういう拠点まで何とかこれの方法、鉄道があれば鉄道に乗り換えてもう少し大きい中心市街地と言われる大曲地域の周辺までくるとか、そういう概念でその結びを考えております。そういう一つの考え方にたつてこのシステムを20年度から稼働させておりますので、今、議員ご指摘のもう少し細かい問題については、今ある中での仕組みの中で改善できるものは改善いたしますし、もう少し細かい形でやらなきゃならない問題についても、20年度スタートしたばかりでありますので、21年度の中の課題として整理させていただきながら22年度に結びつけていくという考え方でひとつ進めていきたいと思っております。

この問題につきましては、今後、残念ながら公共交通の一番の手段でありますバス路線が何とか廃止しないで維持をお願いしておりますけれども、どんどん県の補助の削減なども含めて廃止される傾向にあります。我々としては、できるだけ活かせるものは活かしながら、廃止された場合のことも含めまして相当な検討を21年度に加えておかないと大変な事態になるなという認識の中でこの協議会に臨んでおりますので、細かい点は細かい点について我々もこのそれぞれの支所は状況をつかんでいると思っておりますので、そういう課題についても応えられるものについては応えていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木昌志君） はい、19番。

○19番（大野忠夫君） 今、総括的なこの答弁をいただいて理解できたわけでありませ

けれども、一つそういう細かなことまで検討するに当たってお願いしておきたいことがございます。やはり高齢者が寝たきりになるということは非常に大変なことでありますので、そういう観点から寝たきり防止、あるいは介護の減少に役立つという観点から、またもう一つは医療費の縮減につながると、そういうことを考えますと是非ともこれはそういう細かなことでありますが実現に向けて検討していただきたいというふうに思います。答弁はいりません。

○議長（佐々木昌志君） 3番に対しての再質問を許します。

○19番（大野忠夫君） 改正中心市街地活性化法の関係ということでご答弁をいただきました。非常に大変な問題でありますけれども、一つこの、どこの自治体も駅前周辺というのは賑わいがなくなっているわけでありまして、特に大仙市大曲駅周辺を見ますと、ヤマサの関係もそういう話がありました。それにもましてイオンショッピングセンターが郊外にできたわけでありまして、このイオンも聞くところによると非常に利用客が減っているというふうにおっしゃってました。そうしますと、せっかくそういういいものを作ってもお客が集まらないと、これはどうにもなくなるわけでありまして、それとはまた別な問題になろうかと思っておりますが、駅前の賑わいを取り戻すためにはどうするかということだと思っております。昨日の組合病院の話もたくさんありましたが、この賑わいをつくることに、この病院をその引っ張り出してはちょっと変な話になるわけでありまして、いつかの質問でも私申し上げましたけれども、この組合病院の診療科の充実ということも申し上げております。何かそのお医者さんがどんどん外の方に出て行って、患者さんも組合病院の方から離れていくというようなことも聞いております。そうすると、この今現在、駅前にその人の賑わいといいますか行き来を多く見られるものというのは組合病院が今非常に大きいわけでありまして、それがまたお医者さんがいなくなることによって遠のいていく、ますますこの駅前というのは廃れていくのではないかなというふうに思うわけです。そういうことを考えながら、この組合病院を、昨日の話によりますと移転云々というよりも現地の話も触れまして、それも一つの方法だという答弁がありました。私もそこを大事にして、ひとつ駅前、この活性化につなげていただきたいなというふうに思いますが、思いがありましたらご答弁をお願いしたいというふうに思います。まずひとつお願いします。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 議員のご指摘の点につきましても十分検討の中に入れながら病院

の問題を考えていきたいというふうに思っております。

今、この法定協議会の中で話し合いを行っていただいておりますけれども、これはいろいろ議論があると思いますけれども、昔のような駅前賑わいという表現は私は今そうではないと思います。その時代に合った駅前を含めた中心市街地という概念をつくっていかないと、かつてのように何もなくて大曲の駅前に来れば何かいろんなことがあったという、そういう時代を追いかけるべきではないという考え方でまちづくりをしなければならないというふうに思っております。

それから、あまり病院…マスコミもおりますので、私はあまりその医者がいなくなっていくとか何とかってそうは思っておりません。そういうことがもう外に出ますと、何かこう…だめだと思っておりますので、我々のところはやっぱり組合病院を中心にしながら診療所、いわゆる開業医の先生とその病院が上手に連携をとりながら患者さんのやり取りもできる、そういうあそこ全体がその医療にとって非常にいいエリアだというふうな概念で進めていくべきではないかなと思っております。現に今までの時代を見ても、やっぱり病院で評判の得た先生は、やはり近隣、近くといますか、そういうところでまた開業されて、そしてまた新しいお医者さんが、若いお医者さんが病院に勤務して、その方がまた独立して地元に着るという繰り返しの中でこの病院と診療所の関係が非常にいい地域、いわゆる医師会と病院が非常にいい関係の中でやられている地域だということをもっと外に出しながら、今ちょっと、確かに眼科の先生がいなくなって眼科が今やっていないとかという問題ありますけれども、あまりそういう話はしないで、もっと前向きに、この全体がいい医療を受けるエリアになっているというふうなことでひとつやりながら病院の改築、新築の問題に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木昌志君） 3番に対する再々質問を許します。19番。

○19番（大野忠夫君） あまり細かいところまでは話をしなくても理解できる部分も今ありましたので。ただ、このストックという言葉もいろんなとらえ方があるわけですが、当初、区画整理事業の進捗を見ていると、何か飲食街だけがしっかりと整備されて、この大曲駅前、あるいは大仙市は飲食で、これは飲食といますか独特の雰囲気のもと飲食でまちを興すのかなというような間違っただけの印象もとられがちなものもあったわけですが、今の市長の答弁で、そういう医療全体を考えながらということであれば、これは非常に先行きいいなと思っておりますので、どうかその方向にいき

ますようお願いしたいというふうに思います。

○議長（佐々木昌志君） 4番に対しての再質問を許します。

○19番（大野忠夫君） 各学校のグラウンドについては、学校訪問時に、あるいは要望等を受けてそれぞれ検討しているということでしたが、私、正直に申し上げまして、この課題を出したというのは、自分の地域の学校のグラウンドであったわけですが、このことが一つあの…はっきり言って平和中学校のグラウンドであります。非常に石ころがごろごろしていてケガをすれば大変だなというふうに思いながらもきたわけですが、このことはこの中学校一つだけでなく市内全域にわたっての各学校なり球場というものは、常に整備をしていかないとそういう状態になり得るということですので、そういう設備が軟弱であってはいけないわけでありまして、実態の調査をしっかりとやって、そして計画的にこのグラウンド整備をしながら子供たちの伸び伸びとスポーツに励むことができる、そういうグラウンドを作っていくべきだろうというふうに思いますので、何とかそういうことは要望だとかというのではなくても、言わなくても、自ら足を運んで見ればわかるわけですので、何とかそこら辺は整備の方に力を入れていただきたいというふうに思います。何か聞くところによりますと整備の仕方にもいろいろあって、グラウンドの場合、暗渠までもつけて入れ替えすると非常に大きな金がかかるということではありますが、それとまた相対して暗渠までいかなくとも表面の部分を入れ替えるだけでも大分そのいいグラウンドになるという話も聞いております。その辺は経費の問題もあると思いますので、その辺を十分考えながら、ひとつ手入れをよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木昌志君） これにて19番大野忠夫君の質問を終わります。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第2、議案第120号から日程第16、議案第134号までの15件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第120号から議案第134号までの15件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午前11時43分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（佐々木昌志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（佐々木昌志君） 日程第17、議案第135号から日程第28、議案第146号までの12件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君）【登壇】 それではご説明申し上げます。

はじめに、追加提案分の議案書の方をご覧いただきたいと思います。

1ページになります。

議案第135号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、大曲中学校屋内体育館の建築に係る工事請負契約について、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであり、条件付き一般競争入札を執行した結果、高吉・佐々木・丸茂特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、契約金額7億1,820万円で仮契約を締結したものであります。

工事の主な内容であります。大曲地域若竹町地内に鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り2階建て、延べ床面積4,190㎡の体育館を建築するもので、工期は契約締結の日の翌日から平成23年3月11日までとしております。

次に、2ページから6ページまでとなります。

議案第136号から議案第140号までの各特別会計への繰入額の変更につきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本5件につきましては、簡易水道事業、介護老人福祉施設介護サービス事業、介護老人保健施設介護サービス事業、老人デイサービス事業、スキー場事業の各特別会計につきまして、既に議会の議決をいただいております平成21年度一般会計からの事業資金繰入額の上限を変更する必要性が生じたので、地方財政法第6条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

各特別会計の変更額についてであります。最初に簡易水道事業特別会計につきまし

ては、繰入額の上限を2,768万円引き上げ6億1,397万9千円以内に、介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計につきましては、繰入額の上限を218万4千円引き上げ1億4,712万7千円以内に、次の介護老人保健施設介護サービス事業特別会計につきましては、繰入額の上限を106万8千円引き上げ1億151万9千円以内に、また、老人デイサービス事業特別会計につきましては、繰入額の上限を1,451万5千円引き上げ7,785万2千円以内に、そして最後のスキー場事業特別会計につきましては、繰入額の上限を2,590万4千円引き上げ4,178万8千円以内とするものであります。

続きまして、お手元の補正予算書〔6月補正（追加）〕の方をご覧いただきたいと思っております。

最初に1ページになります。

議案第141号、平成21年度大仙市一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成21年4月10日に政府決定されました経済危機対策を受けて実施する事業について補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ16億3,370万2千円を追加し、補正後の予算総額を442億3,231万5千円とするものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により歳入から順にご説明申し上げます。

6ページになります。

14款国庫支出金は15億8,732万1千円の補正であります。総務費国庫補助金は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金といたしまして14億5,553万5千円の補正。教育費国庫補助金は理科教育設備整備費等補助金及び学校情報通信技術環境整備事業費補助金として1億3,178万6千円の補正。これらの補助金は経済危機対策に係る交付金対象事業の特定財源となっている国庫補助金であります。

次に、19款繰越金は前年度繰越金として4,638万1千円の補正であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

なお、歳出の各事業名称の終わりには、いずれも「（経済危機対策分）」と記載されておりますけれども、この後の説明の際には読み上げを割愛させていただきますので、ご了承くださいと存じます。

2 款総務費は1 億5, 8 2 2 万3 千円の補正であります。

主な内容といたしまして、災害避難用地整備事業費は用途廃止された公共施設の解体により、安全性の確保と災害時等の避難場所の確保を図ることを目的とし、旧かみおか幼稚園ほか8 施設の解体及び用地整備等の事業費として9, 4 3 1 万2 千円の補正であります。次に、桜守プロジェクト事業関連経費につきましては、桜環境の保全等の確保を図るため、市内全域に分布する桜の所在や管理状況等の調査及びマップ作成等の事業費として4 5 0 万円の補正、新型インフルエンザ対策事業費につきましては、今年の秋に再度流行が予想されております新型インフルエンザの感染予防等を図るため、マスクや消毒液、医療消耗品の備蓄等の事業費として5 8 7 万2 千円の補正、防災通信体制強化整備事業費につきましては、災害時の緊急通信体制を確保するため国の全国瞬時警報システムなど災害緊急情報をエリアメール等でいち早く市民に伝えるための事業費として4 7 2 万2 千円の補正であります。

8 ページになります。

3 款民生費であります。3, 5 4 2 万4 千円の補正であります。

主な内容といたしまして、まず特別会計への繰出金があります。介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計繰出金、介護老人保健施設介護サービス事業特別会計繰出金及び老人デイサービス事業特別会計繰出金につきましては、地域における介護サービス基盤の整備を図るため、幸寿園ほか2 施設の補修及び送迎用車両の更新経費に係る繰出金として、それぞれ2 1 8 万4 千円、1 0 6 万8 千円、1, 4 5 1 万5 千円の補正であります。次に、認可保育所施設整備事業費につきましては、地上デジタル対応テレビの整備及び中仙西保育園のトイレ改修工事等に係る経費として9 5 8 万9 千円の補正であります。

次に、4 款衛生費であります。3, 1 4 5 万1 千円の補正であります。

内容といたしまして、環境意識づくり事業費につきましては、地域及び市民の環境意識の向上を図るため、廃食用油等の利活用及び環境学習等に係る経費として3 7 7 万1 千円の補正、簡易水道事業特別会計繰出金は簡易水道事業の経営の効率化を図るため、現在、各総合支所ごとに異なっております電算システムを統一する経費に係る繰出金として2, 7 6 8 万円の補正であります。

1 0 ページになります。

6 款農林水産業費は、3, 4 2 8 万6 千円の補正であります。

主な内容としたしまして、資源循環利用システム推進事業費は、地産地消型のエネルギーの有効利用を促進するため、協和地域の旧小種小学校を活用した菜種搾油施設の整備費として204万4千円の補正、農業者研修施設等整備事業費につきましては、利用者の利便性の向上を図るため協和地域及び南外地域の農業者研修施設等の外壁補修やトイレ改修等に係る工事費などとして1,894万1千円の補正であります。

7款商工費は3,700万1千円の補正であります。

主な内容としたしまして、まちなか安心確保推進事業費につきましては、大曲駅周辺地域の活性化を推進するため、賑わい創出等に係る安らぎスペースの確保及びニーズ調査等に要する経費として109万3千円の補正、企業支援・雇用維持緊急助成事業費につきましては、雇用情勢等の厳しさが増す中で事業主が従業者をワークシェアリング等における休業日に社会奉仕活動等に従事させた場合、休業に係る手当等を市が助成する経費として1,000万円の補正、西仙北インターチェンジ整備推進事業費につきましては、来年度中に西仙北インターチェンジがスマートインター化されることを踏まえ、高速道路の利用増加と利便性の向上を図るため、市内の法人を対象にしたETC車載機購入に係る補助金として150万円の補正であります。

12ページになります。

8款土木費は、5億3,674万8千円の補正であります。

主な内容としたしまして、道路管理車両購入費は、安全性の確保及び地域の側溝等の維持管理を充実させることを目的とし、高圧洗浄車、汚泥バキューム車等の購入経費として3,296万5千円の補正、道路改良事業費は市内生活道路の改良、オーバーレイ、側溝の新設改良等及び西仙北インターチェンジスマートインター化に伴う道路改良工事に係る経費として、合わせて2億6,624万4千円の補正、橋梁維持費につきましては、橋梁の塗装、維持修繕及び西仙北地域の水尺橋防風柵設置等に係る経費として9,277万3千円の補正、市営住宅維持管理費につきましては、大曲地域の4市営住宅に係る敷地内樹木剪定及び南外地域の市営住宅の屋根塗装に係る経費として897万4千円の補正、公園維持管理費は公園の樹木剪定及び四阿^{あずまや}補修工事費などとして2,360万7千円の補正であります。

14ページになります。

9款消防費は、消防防災体制の整備を図るため、小型動力ポンプや消防ホースの更新、林野火災用ジェットシューターの購入及び仙北地域のポンプ車格納庫・備品収納庫建設

などに係る消防施設・設備整備費として1,796万1千円の補正であります。

次に、10款教育費は7億8,260万8千円の補正であります。

主な内容といたしまして、小学校・中学校費における校舎等維持補修及び施設整備費につきましては、小学校費において南外西小学校屋内体育館屋根改修工事費などとして1億3,095万5千円の補正、中学校費においては、協和中学校及び仙北中学校の防水改修工事費などとして5,848万7千円の補正、学校施設耐震化事業費につきましては、小学校費において南外西小と太田東小、中学校費においては大曲南中、中仙中、南外中及び太田中の学校耐震化工事に係る実施設計委託料として、それぞれ小学校費469万8千円、中学校費1,818万2千円の補正、老朽化学校施設解体事業費につきましては、小学校費において協和地域の旧小学校施設の解体工事費として9,975万8千円の補正、中学校費においては中仙中と豊成中の老朽プール等の解体工事費として3,976万3千円の補正、学校情報通信技術環境整備事業費につきましては、教育施設の情報通信基盤の充実を図ることを目的に、電子黒板機能を備えた地上デジタル対応テレビの整備、LAN整備、教育用パソコンの更新等に係る経費として、それぞれ小学校費1億6,982万円、中学校費4,622万7千円の補正であります。16ページになります。公民館維持補修及び施設整備費につきましては、大曲中央公民館や太田公民館などの維持補修経費として824万円の補正、歴史資料等デジタルデータ化事業費につきましては、市内に残された歴史資料等のデジタルデータ化に係る経費として450万円の補正、文化財標柱設置事業費につきましては、市内の指定文化財等への標柱設置に係る経費として950万円の補正、鈴木空如資料調査研究事業費につきましては、法隆寺金堂壁画模写を行った鈴木空如資料の調査研究費として285万円の補正、スキー場事業特別会計繰出金は大曲ファミリースキー場及び協和スキー場の施設整備に係る繰出金として2,590万4千円の補正、体育施設維持補修及び施設整備費は、体育館・プール・野球場など社会体育施設の利用環境の向上、安全性等の確保を図るための維持補修等に要する経費として7,262万5千円の補正であります。

以上が一般会計分の主な内容であります。

次に、19ページになります。

議案第142号、平成21年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、国の経済危機対策に基づく水道電算システム統一経費について補正するものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,768万円を追加し、補正後の予算総

額を15億6,899万5千円とするものであります。

24ページになります。

歳入5款繰入金は、一般会計繰入金として2,768万円の補正。

歳出1款総務費は、国の経済危機対策臨時交付金を活用し、各総合支所ごとに異なっている電算システムを統一する電算システム統合整備事業費として2,768万円の補正であります。

27ページになります。

議案第143号、平成21年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、国の経済危機対策に基づく老人福祉施設の送迎車両の購入費について補正するものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ218万4千円を追加し、補正後の予算総額を6億4,686万4千円とするものであります。

32ページになります。

歳入4款繰入金は、一般会計繰入金として218万4千円の補正。

歳出1款総務費は、国の経済危機対策臨時交付金を活用し、福寿園の入所者送迎車両の更新に係る一般管理費として218万4千円の補正であります。

次に35ページになります。

議案第144号、平成21年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、国の経済危機対策に基づく老人保健施設の屋根塗装経費について補正するものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ106万8千円を追加し、補正後の予算総額を8億2,993万6千円とするものであります。

40ページになります。

歳入4款繰入金は、一般会計繰入金として106万8千円の補正。

歳出1款総務費は、国の経済危機対策臨時交付金を活用し、幸寿園の屋根塗装に係る一般管理費として106万8千円の補正であります。

43ページになります。

議案第145号、平成21年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、国の経済危機対策に基づく送迎車両の購入費について補正するものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,451万5千円を追加し、補正後の予算総額を1億6,188万8千円とするものであります。

48ページになります。

歳入4款繰入金は、一般会計繰入金として1,451万5千円の補正であります。

歳出1款総務費は、国の経済危機対策臨時交付金を活用し、福寿園及び桜寿苑のデイサービス利用者用の送迎車両の更新に係る一般管理費として1,451万5千円の補正であります。

51ページになります。

議案第146号、平成21年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、国の経済危機対策に基づく大曲ファミリースキー場の通信ケーブル補修等及び協和スキー場旧リフト解体撤去工事等の経費について補正するものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,590万4千円を追加し、補正後の予算総額を2億4,187万3千円とするものであります。

56ページになります。

歳入3款繰入金は、一般会計繰入金として2,590万4千円の補正。

歳出2款事業費は、国の経済危機対策臨時交付金を活用し、大曲ファミリースキー場通信ケーブル張替工事並びに協和スキー場旧リフト解体撤去工事及びリフトワイヤー交換工事などに係るスキー場整備事業費として2,590万4千円の補正であります。

以上、追加提出議案につきまして一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木昌志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第135号から議案第146号までの12件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第29、議案第147号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤田水道局長。

○水道局長（藤田良雄君） 【登壇】 追加補正予算書の59ページをお開き願います。

議案第147号、平成21年度大仙市上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成14年度に導入しております水道料金電算システムが老朽化しており、システム本体の改修に多額の費用を要し、接続できる機器も限られ

ていることから、現行システムを維持することが困難な状況にあります。

本日、追加提案しております議案第142号の国の経済危機対策に基づく簡易水道事業の電算システム統合整備事業と共通のシステムを導入することにより、上水道事業料金システムもあわせて改修するもので、初期導入コストを低く抑えられるとともにデータ管理の一元化により市民サービスの向上が図られることから、資本的支出に2,272万1千円の補正をお願いするものであります。

第2条につきましては、平成21年度大仙市上水道事業会計予算第4条本文括弧書きを、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億414万2千円は、過年度分損益勘定留保資金9,938万7千円、減債積立金1億円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額475万5千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を補正するものであります。

支出第1款資本的支出第1項建設改良費に営業設備費として、サーバ、業務端末など895万2千円補正し、補正後の額を1億9,108万9千円とし、第3項開発費に新たに水道料金電算システム導入費として1,376万9千円補正し、支出の総額を3億739万5千円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木昌志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

議案第147号は、議案付託表のとおり建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第30、請願第21号から日程第32、請願第23号までの3件を一括して議題といたします。

本3件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、企画産業常任委員会に付託いたします。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第33、陳情第93号から日程第36、陳情第97号までの4件を一括して議題といたします。

本4件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託い

たします。

○議長（佐々木昌志君） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、6月18日から6月23日までの6日間、休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって、6月18日から6月23日までの6日間、休会することに決しました。

○議長（佐々木昌志君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる6月24日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

ご苦労様でした。

午後 1時26分 散 会